

(陳受28第19号)

武蔵野市議会における会派に属さない議員への平等な処遇を求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年3月23日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27  
小畑 孝平

### 陳情の要旨

会派に属さない議員など、むしろあってしかるべきものであり、これが多くの他議会において、会派に属する議員と同等の活動をし、結果も出しているところである。

一方、よりによって地方議会において先進的であろう武蔵野市議会が、会派に属さない議員に対する議会運営委員会及び特別委員会における構成員候補からの除外という、法の下での平等に著しく反する明白な憲法違反とも言うべく暴挙を、恒常的になすなどはや言語道断であり、極めて遺憾である。

地方公共団体としての武蔵野市及び地方議会としての武蔵野市議会へ相当程度の憧れを抱き、これを尊敬し、地方自治制度を愛する陳情者としても、相当に落胆してしまった。そもそも、民主主義の代理人とも言うべく議員の発言力に差異を設けること自体が、議会制民主主義の趣旨に反する。

いずれにしても、武蔵野市議会においても、会派に属さない議員の方々も、そうではない方々と平等に議会へ参画し、ご活躍され、地方自治制度の最先端を行き、地方から声を上げ、国政の瑕疵その他の暴走等を是正されることを願ってやまない。

以上の趣旨から、下記のことについて陳情する。

### 記

- 1 市議会において、会派に属さない議員の処遇について、会派に属する議員と平等に扱うこと。
- 2 例えば、議会運営委員会及び特別委員会その他の委員会等の構成員の候補から除外せず、これへの選出基準及び方法も等しくすること。
- 3 その他、会派に属する議員と等しく発言の機会及び権限を与えること。